








五十市特別借受宿舍受水槽ポンプ更新

件名	五十市特別借受宿舍受水槽ポンプ更新					図面No.	1/6
図名	表紙					縮尺	—
業務隊長	管理科長	営繕班長	厚生班長	電気係長	施設管理係	管財係	作成者
				後関			
陸上自衛隊 都城駐屯地業務隊						令和3年10月15日	

仕様書 ①

1 工事件名

五十市特別借受宿舎受水槽ポンプ更新

2 工事場所

- (1) 宮崎県都城市南鷹尾町43街区22号 陸上自衛隊 五十市特別借受宿舎1・2号棟
- (2) 宮崎県都城市南鷹尾町32街区18号 陸上自衛隊 五十市特別借受宿舎3号棟

3 工事概要

- (1) 受水槽ポンプ更新等・・・一式
- (2) 試運転調整・・・・・・・・一式
- (3) 受水槽清掃及び消毒・・・一式
- (4) 水質検査・・・・・・・・一式

4 一般事項

- (1) 本件において図面及び特記仕様書に記載なき事項は、次の国土交通省大臣官房官庁営繕部制定標準仕様書による。
 - ・公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)平成31年版
 - ・公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)平成31年版
- (2) 本件に際し疑義を生じた場合は、監督官と協議しその指示に従うものとする。
- (3) 本件に際し、仕様書に記載なき事項で取合以上及び技術的に当然施工すべき事項については、請負者の責任において施工するものとする。
- (4) 本件に際し、他の構造物等に損傷を与えないよう十分注意するものとし、万一損傷を与えた場合は、請負者の責任において原形復旧するものとする。
- (5) 本件に際し、事故・火災防止及び第三者への被害等の安全管理には十分注意するものとし、万一災害等が発生した場合は、請負者の責任において処置するとともに、速やかに監督官に報告するものとする。
- (6) 本件に必要な電気及び水は請負者が負担するものとする。
- (7) 本件の工事写真は、施工前、施工中、施工後、主要な工事段階毎、隠蔽箇所、完成検査状況、全ての使用材料、発生材の搬入集積状況、受水槽の清掃、消毒、水質検査状況及び監督官の指示する箇所を撮影し、工事写真台帳(A4版)に整理の上、監督官に提出するものとする。なお、写真データは工事完了後確実に破棄するものとする。
- (8) 本件に際し、監督官が指示した書類は速やかに作成し提出するものとする。
- (9) 本件に使用する材料は全て新品とし、監督官の検査を受け合格後使用するものとする。
- (10) 本件で発生する発生材は、金属類については陸上自衛隊都城駐屯地の監督官が指定した場所に搬入集積し、重量を測定の上、発生材報告書・調書を作成し監督官に提出する。その他の産業廃棄物は、当該駐屯地の監督官が指定した場所に搬入集積するものとする。
- (11) 作業終了時は、現場の清掃及び片付けを実施するものとする。
- (12) 本仕様書に記載されている寸法等は近似値であるため、施工に先立ち原寸を確認するものとする。
- (13) 請負者は作業開始前に危険予知活動(KY・TBM)を実施し、安全管理を徹底するものとする。
- (14) 請負者は工事日時(断水工事の日時を含む。)を監督官と調整の上、当該宿舎の入居者向けに工事案内(お知らせ)を配布するものとする。
- (15) 提出書類
 - ア 請負者は、請負契約後すみやかに次の書類を監督官へ提出するものとする。
 - 施工計画書、施工体制台帳(建設業許可通知書の写しを含む。(下請負者共))、施工体系図、計画工程表、現場代理人等通知書、納入仕様書及びその他監督官が指示した書類
 - イ 請負者は、着工後すみやかに着工届(2部)を監督官へ提出するものとする。
 - ウ 請負者は、監督官による資材検査を受検する際は、検査の前日までに工事材料搬入報告書を監督官へ提出するものとする。

エ 請負者は、完成検査実施前までに次の書類を監督官へ提出するものとする。なお、提出が遅れる書類については事前に監督官へ報告し、承諾を得るものとする。

完成届(2部)、実施工程表、工事写真、試運転結果報告書、水質検査結果報告書、出荷証明書、保証書及びその他監督官が指示した書類

5 特記事項

- (1) 断水工事
 - 本件の施工において、断水工事とする場合、監督官と綿密に調整を実施し、早期に施工日時(断水日時)を決定するものとする。なお、断水工事とする場合、当該施工箇所の配管等を事前に工場組立する等し、断水時間(作業時間)を極限するものとする。
- (2) 配管工事
 - 本件で使用する給水管の規格は「JIS K 6742(水道用硬質ポリ塩化ビニル管(HIVP))」とする。
- (3) 揚水ポンプ
 - 本件で使用する揚水ポンプ(ステンレス製水中タービンポンプ)は、次で示す性能を満足するものとし、監督官に製造所が作成した承認図及び性能表を提出し、監督官の承諾を得た後に製造するものとする。

ア 1・2号棟受水槽用揚水ポンプ

用途	上水道用
電源(V)	三相200
モーター出力(kW)	1.5
口径(φmm)	40
全揚程(m)	37/22
吐出量(m ³ /min)	0.09/0.28
周波数(Hz)	60
電動機	キャンド式水中モーター
水中ケーブル	2PNCT(丸形4芯) 10m付属

イ 3号棟受水槽用揚水ポンプ

用途	上水道用
電源(V)	三相200
モーター出力(kW)	1.5
口径(φmm)	40
全揚程(m)	48/36
吐出量(m ³ /min)	0.05/0.16
周波数(Hz)	60
電動機	キャンド式水中モーター
水中ケーブル	2PNCT(丸形4芯) 10m付属

(4) 受水槽清掃、消毒及び水質検査

ア 受水槽清掃

請負者は、施工完了後に請負者側の負担において、受水槽の清掃を行うものとし、関係法令及び条例等を遵守し、次の工程で清掃を行うものとする。

- (7) 清掃作業従事者は、受水槽の内部に入る前に必ず素手・素足を石鹸で洗うとともに、厚生労働省認定の消毒液で消毒するものとする。
- (イ) 清掃は主として高圧洗浄機(圧力は現場指示)を使用して実施するものとし、当該機器の使用が困難な場所については手作業により付着物質の除去を行うものとする。
- (ウ) 金属部分の錆等は、スクレーパー、ワイヤーブラシ、サンドペーパー等及び高圧洗浄機等を使用し除去するものとする。

件名	五十市特別借受宿舎受水槽ポンプ更新	図面No.	2/6
図名	仕様書 ①	縮尺	—
陸上自衛隊 都城駐屯地業務隊		令和3年10月15日	

仕 様 書 ②

- (イ) 汚れ及び付着物等を水洗いした後、さらにブラシ及び高圧洗浄機等を使用し洗浄するものとする。
- (ロ) 異物の除去及び洗浄水の排水は完全に行うものとする。
- (ハ) 本清掃作業における清掃の仕上げは、清水による水洗いを行うものとし、溜まり水に濁りがなくなるまで繰り返し行い、最後に内部を清潔なウエスできれいに拭き取り、清掃作業完了後に監督官の確認を受けるものとする。
- (ニ) 本清掃作業における付着物質等の除去作業は、監督官の承認を受けるまで行うものとする。
- (ホ) 本清掃作業で使用する水については、貯水タンク等で請負者側が準備するものとする。
- (ヘ) 槽の天井の黒カビ等の除去は、次亜塩素等で拭き取り除去するものとする。

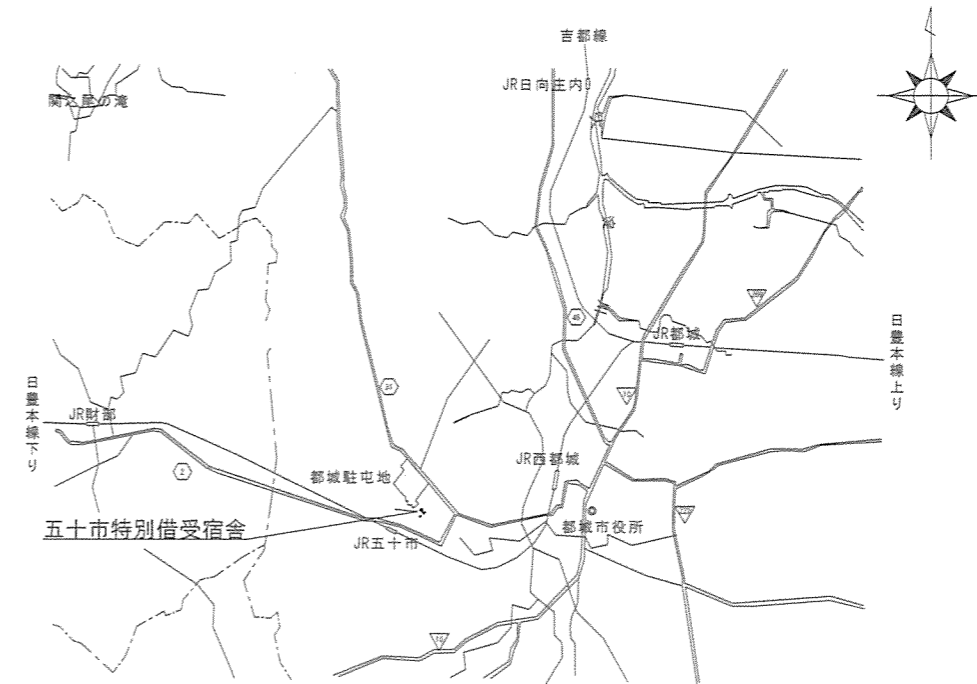
イ 消毒作業

請負者は、清掃作業完了後に請負者側の負担において、受水槽の消毒を行うものとし、関係法令及び条例等を遵守し、次の工程で消毒を行うものとする。

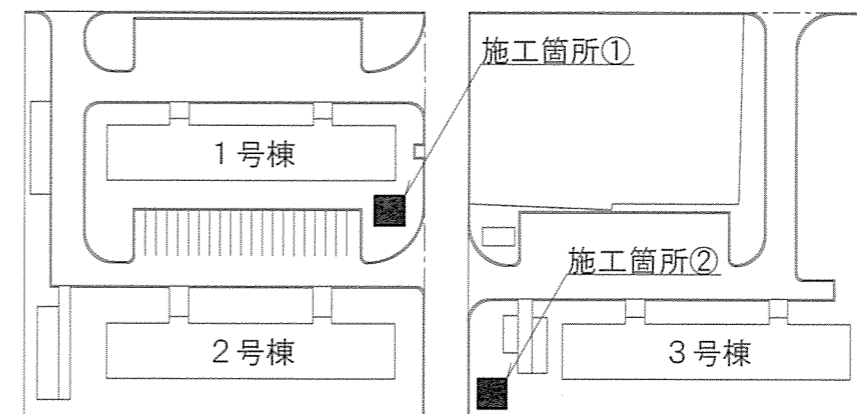
- (ア) 消毒作業は消毒済みの作業衣を着用して行うものとする。
- (イ) 厚生労働省の認定を受けた消毒液(次亜塩素酸ナトリウム)50～100ppm溶液を高受水槽内全壁面への噴霧吹き付けを2回行うものとし、1回目、2回目の消毒は、30分以上の間隔を置いて行うものとする。
- (ウ) 最終消毒後の水洗い及び受水槽内への上水の注入は、消毒完了後30分以上経過してから注水を行うものとする。
- (エ) 消毒作業完了後、受水槽内へは立ち入らないものとし、監督官立会いのもと、マンホールフタの施錠を行うものとする。

ウ 水質検査

受水槽清掃及び消毒作業完了後、監督官の指示する端末の給水栓3箇所(各棟1箇所)から上水を採水し、請負者側の負担において水質検査(金属等項目(5項目))を行い、努めて早期に水質検査結果報告書1部を監督官へ提出するものとする。なお、水質検査結果が不良であった場合は、速やかに監督官へ報告するとともに、請負者側の負担において再検査を行うものとする。

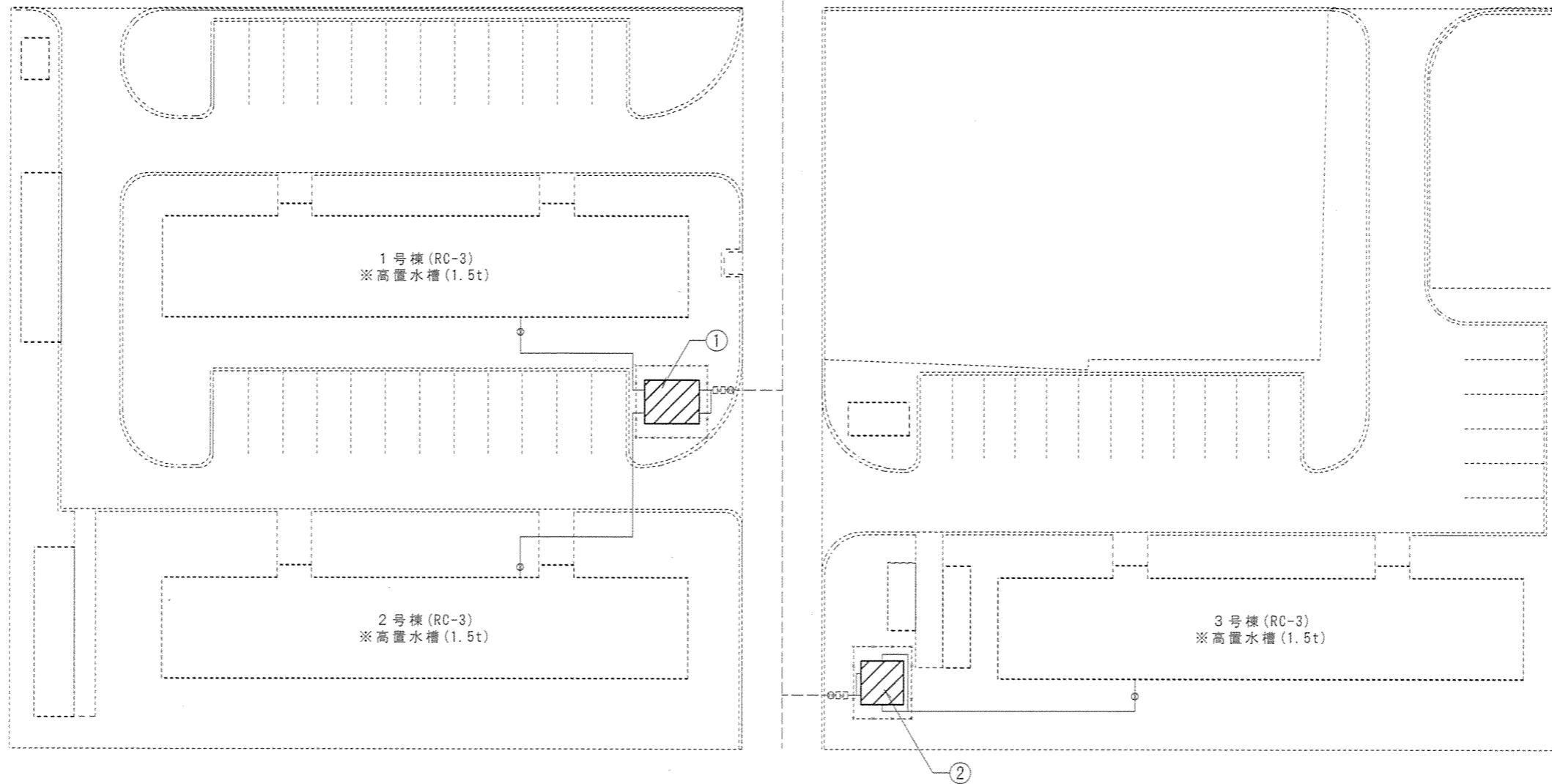
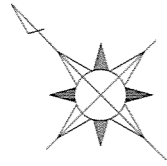


案 内 図



配 置 図

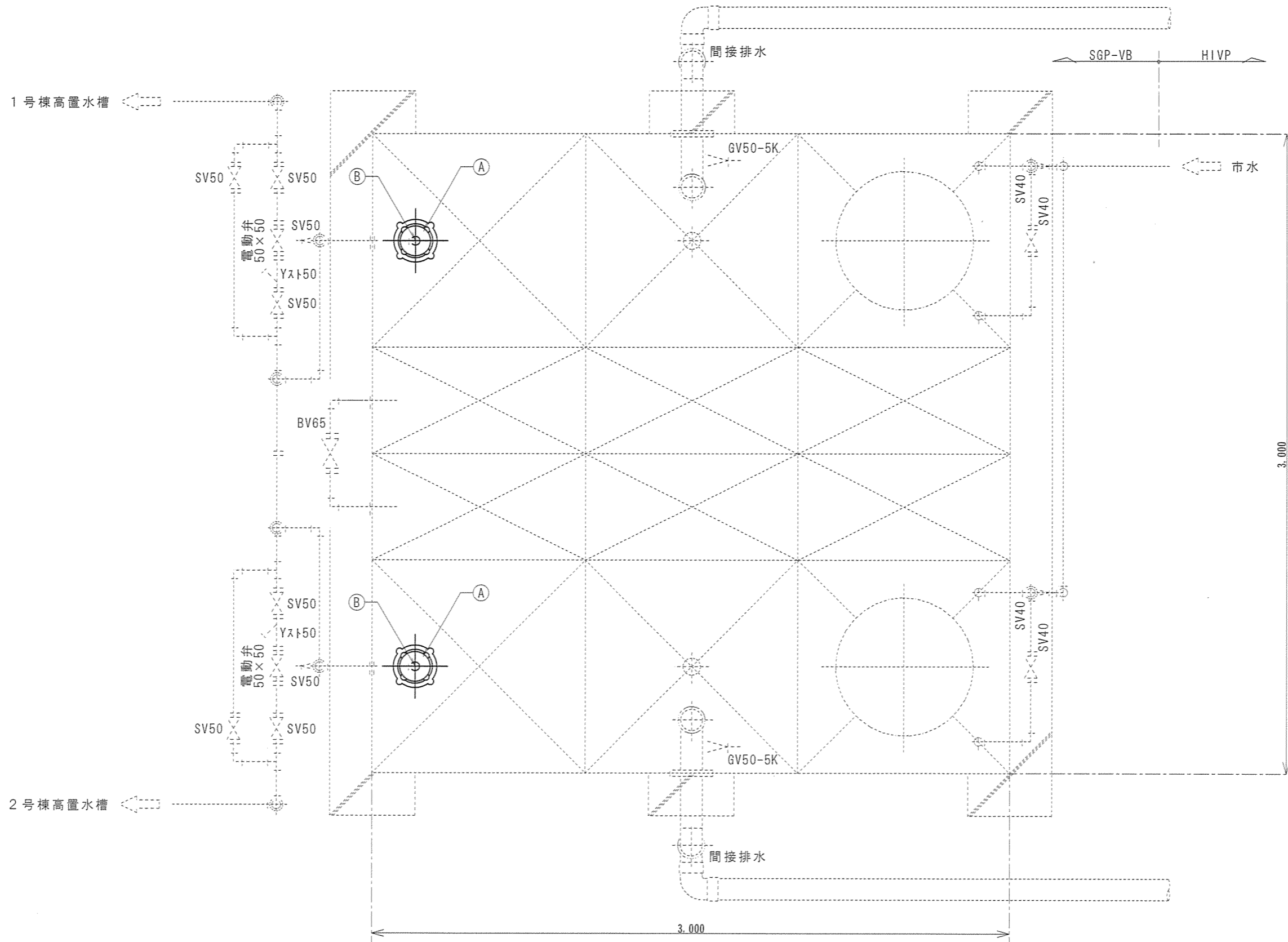
件 名	五十市特別借受宿舎受水槽ポンプ更新	図面No.	3/6
図 名	仕様書②/案内図/配置図	縮 尺	—
陸上自衛隊 都城駐屯地業務隊			令和3年10月15日



【凡例】

記号	名称・規格	径・容量	施工内容	記号	名称・規格	径	施工内容
①	受水槽 (FRP製パネルタンク)	15t	改修	[M]	都城市公設メーター	40A	
②	受水槽 (FRP製パネルタンク)	6t	改修	—	埋設給水管 (SGP-VB)	50A	
---	都城市給水幹線	40A		⊗	埋設弁 (GV)	50A	
⊗	都城市埋設弁 (GV)	40A					

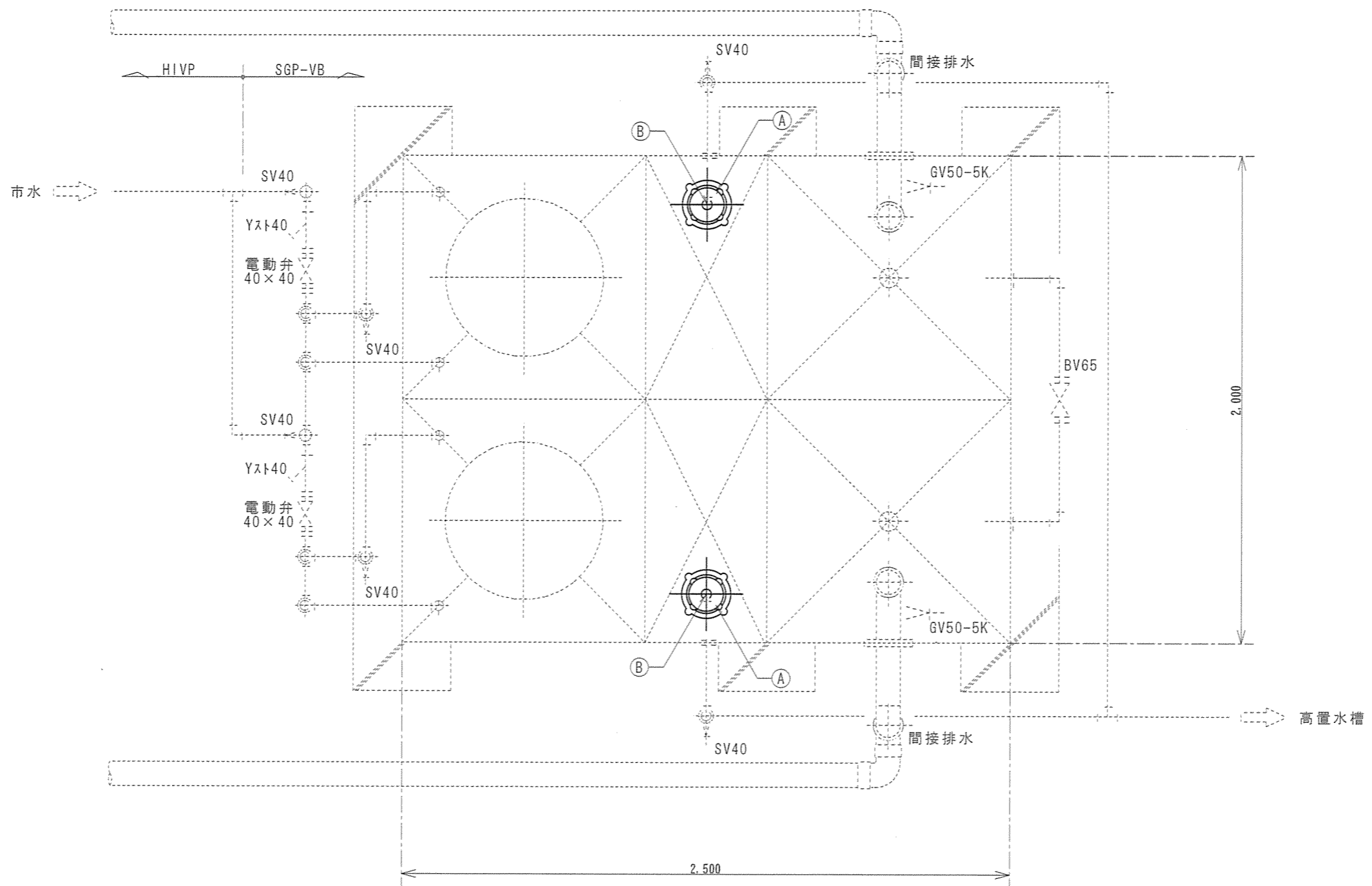
件名	五十市特別借受宿舎受水槽ポンプ更新	図面No.	4/6
図名	屋外給水配管図	縮尺	1/400
陸上自衛隊 都城駐屯地業務隊		令和3年10月15日	



【凡例】

記号	施工内容	施工数量
Ⓐ	揚水ポンプ撤去新設	2台
Ⓑ	既存立上り管(水道用硬質ポリ塩化ビニル管(HIVP40A))切断	2箇所
	既存立上り管(水道用硬質ポリ塩化ビニル管(HIVP40A))撤去	2m(1m/箇所)
	立上り管(水道用硬質ポリ塩化ビニル管(HIVP40A))新設	2m(1m/箇所)

件名	五十市特別借受宿舎受水槽ポンプ更新	図面No.	5/6
図名	1・2号棟受水槽廻り平面配管図	縮尺	1/20
陸上自衛隊 都城駐屯地業務隊			令和3年10月15日



【凡例】

記号	施工内容	施工数量
Ⓐ	揚水ポンプ撤去新設	2台
Ⓑ	既存立上り管(水道用硬質ポリ塩化ビニル管(HIVP40A))切断	2箇所
	既存立上り管(水道用硬質ポリ塩化ビニル管(HIVP40A))撤去	2m(1m/箇所)
	立上り管(水道用硬質ポリ塩化ビニル管(HIVP40A))新設	2m(1m/箇所)

件名	五十市特別借受宿舎受水槽ポンプ更新	図面No.	6/6
図名	3号棟受水槽廻り平面配管図	縮尺	1/20
陸上自衛隊 都城駐屯地業務隊		令和3年10月15日	